

16年度税制改正(案)のポイント——経済活性化と構造改革に資する5本柱

{ 平16. 1. 16 }
{ 総 10 - 1 }

持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、15年度税制改正に続き切れ目のない施策を実施

(参考)15年度改正

16年度も1.5兆円の減税

相続税・贈与税の一体化措置
登録免許税の軽減
金融証券税制の軽減・簡素化

主な改正内容

資産活用の促進による資産デフレへの対応

- ・住宅取得支援、土地取引の活性化
- ・「貯蓄から投資へ」

・住宅ローン減税の延長・重点化

- ー平成16年分については、平成15年分と同じ制度で延長〔景気に十分配慮〕
- ー平成17～20年分については、中堅層のローン水準に重点化しながら延長〔計画的な持家取得を支援〕

・居住用財産の譲渡損失の繰越控除

- ー居住用財産の譲渡損失を、一定の要件のもとで住宅を売った年及びその後3年間の総所得から控除できる制度を拡充・創設〔住み替え、再出発を支援〕

・土地譲渡益に対する税率の引下げ〔長期譲渡所得26%→20%等〕〔土地取引の活性化を後押し〕

・公募株式投資信託の譲渡益課税を上場株式並みに軽減〔身近な投資商品をさらに利用しやすく〕

事業の再構築と前向きな企業活動の支援

- ・事業の再構築、新規事業、創業支援
- ・ベンチャー企業、中小企業支援

・エンジェル税制の拡充〔ベンチャー投資の魅力を高める〕

・中小同族株に係る相続税の課税価格の軽減特例の拡充〔事業承継の円滑化〕

・非上場株式の譲渡益に対する税率の引下げ〔26%→20%〕〔ベンチャー、事業承継にもメリット〕

・非上場株式(相続財産)をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例の創設

〔事業承継の円滑化〕

・欠損金の繰越期間の延長〔5年→7年〕〔不良債権処理・事業再構築、創業・新規事業を支援〕

・連結付加税の廃止〔事業再編を支援〕

研究開発減税
設備投資減税
中小企業関連税制

少子高齢社会への対応

・年金課税の適正化(公的年金等控除の見直し、老年者控除の廃止)

〔世代間、高齢者間の公平を確保〕

・確定拠出年金制度の拠出限度額の引上げ〔自助努力を支援〕

配偶者特別控除の見直し

地方分権の推進

- ・所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現するまでの間の暫定措置として、所得税収の一部を地方へ譲与する所得譲与税を創設し、税源移譲

国際的な投資交流の促進

- ・日米租税条約の全面改正と、これを契機とした関連国内法令の見直し

【参考】与党(自由民主党、公明党)「平成16年度税制改正大綱」(平成15年12月17日)(抜粋)

- ・平成17、18年度において、経済社会の動向を踏まえつつ、定率減税の縮減、廃止とあわせ、三位一体改革の中で、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。これにより17年度以降の基礎年金国庫負担割合の段階的な引上げに必要な安定財源を確保。
- ・国と地方のいわゆる三位一体改革の一環として、平成18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現。
- ・平成19年度を目途に、社会保障給付全般に要する費用の見通し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む抜本的税制改革を実現。